

平成 29 年 5 月 30 日  
高齢施策担当部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

#### 記

#### 区外指定地域密着型サービス事業者

##### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
さくらサポート上鷺宮 中野区上鷺宮 2 - 4 - 15	有限会社 人智開発研究所	平成 29 年 5 月 1 日	1 名
グリーンデイ下井草 杉並区下井草 3 - 39 - 21 1 階	T L C 株式会社	平成 29 年 5 月 1 日	1 名